

低入札価格調査実施要領

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成18年4月1日決裁
改正 平成19年4月1日決裁
改正 平成20年4月1日決裁
改正 平成20年4月3日決裁
改正 平成20年8月1日決裁
改正 平成21年5月1日決裁
改正 平成22年3月31日決裁
改正 平成23年3月31日決裁
改正 平成25年3月19日決裁
改正 平成25年5月31日決裁
改正 平成25年12月2日決裁
改正 平成26年5月1日決裁
改正 平成28年3月31日決裁
改正 平成29年3月31日決裁
改正 平成31年4月1日決裁
改正 平成31年4月23日決裁
改正 令和元年5月31日決裁
改正 令和4年3月17日決裁
改正 令和6年4月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市契約規則（平成15年規則第1号。以下「契約規則」という。）第14条（第21条において準用する場合を含む。）の規定による工事の請負契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査基準価格の算出方法)

第2条 契約規則第14条第2項第1号に規定する低入札価格調査基準価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）
- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を低入札価格調査基準価格とする。

（入札参加者への周知）

第3条 監理課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

(1) 低入札価格調査基準価格があること。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び通知方法

(3) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に行う事情聴取に協力すべきこと。

(5) 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第5条に規定する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としなないこと。

（入札の執行）

第4条 入札執行者は、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、契約規則第14条第3項の規定による調査を行ったうえで落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

（数値的判断基準）

第5条 入札執行者は、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

(1) 直接工事費の額が、第2条第1項第1号に掲げる工事にあつては同号ア中「10分の9.7」を「10分の9」と読み替えて算出した額、同項第2号に掲げる工事にあつては同号ア中「10分の9.7」を「10分の9」と読み替えて算出した額以上であること。

(2) 共通仮設費の額が、第2条第1項第1号に掲げる工事にあつては同号イ中「10分の9」を「10分の8」と読み替えて算出した額、同項第2号に掲げる工事にあつては同号イ中「10分の9」を「10分の8」と読み替えて算出した額以上であること。

(3) 現場管理費の額が、第2条第1項第1号に掲げる工事にあつては同号ウ中「10分の

9」を「10分の8」と読み替えて算出した額、同項第2号に掲げる工事にあつては同号ウ中「10分の9」を「10分の8」と読み替えて算出した額以上であること。

(4) 一般管理費の額が、第2条第1項第1号に掲げる工事にあつては同号エ中「10分の6.8」を「10分の3」と読み替えて算出した額、同項第2号に掲げる工事にあつては同号エ中「10分の6.8」を「10分の3」と読み替えて算出した額以上であること。

2 前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定するとともに、その旨を当該最低価格入札者に通知する。

3 第1項各号に掲げる基準にすべて適合する場合は、次条に規定する調査を行うものとする。ただし、予定価格が80,000,000円未満の入札については、調査を省略することができる。

4 前3項の規定は、次順位者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回る場合について準用する。

(調査の実施)

第6条 低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、前条第1項各号に掲げる基準のすべてに適合するとき(前条第3項ただし書の規定により調査を省略する場合を除く。)は、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため、入札日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を実施するものとする。

(1) その価格により入札した理由(様式1)

(2) 入札価格の内訳書(様式自由)

(3) 契約対象工事附近における手持工事の状況(様式2)

(4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況(様式3～4)

(5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)(様式5)

(6) 手持資材の状況(様式6)

(7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式7)

(8) 手持機械数の状況(様式8)

(9) 労務者の具体的供給見通し(様式9～10)

(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式11)

(11) (10)の公共工事の成績状況

(12) 下請契約予定者の状況(様式12)

(13) 経営状況

(14) 信用状況

① 建設業法違反の有無

② 賃金不払いの状況

③ 下請代金の支払遅延状況

(15) 建設副産物の搬出地(様式13)

(16) その他必要な事項

2 前項の調査は、監理課長補佐、検査員室長、当該工事担当検査員、設計技術管理室職員、設計担当課の課長補佐及び設計担当者(以下「契約担当者等」という。)が行うも

のとし、原則として入札執行の日から起算して14日以内に調査を完了するものとする。

- 3 第1項の調査に際し入札者が資料の提出等を行わない場合は、契約担当者等は、期限を定めて積極的な説明を入札者に求め、入札者がこれに応じないときは、第8条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

(契約内容に適合した履行がされると認めたときの措置)

第7条 契約担当者等は、前条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたととき(第5条第3項ただし書の規定により調査を省略した場合を含む。)は、その旨を監理課長に報告するものとする。

- 2 前項の報告があった場合は、監理課長は、直ちに最低価格入札者を落札者と認め、落札した旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第8条 契約担当者等は、第6条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その旨を監理課長に報告するものとする。

- 2 監理課長は、前項の報告があったときは、直ちに当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、契約規則第50条に規定する金沢市入札契約手続審査委員会の構成員(以下「審査員」という。)に意見を求めるものとする。
- 3 前項の審査員の意見が契約担当者等の意見と同一であったときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
- 4 第2項の審査員の意見が契約担当者等の意見と異なるときは、契約担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。
- 5 監理課長は、第3項又は前項の規定に基づき次順位者を落札者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札した旨を、最低の価格をもって申し込みをした者で落札者とならなかった者に落札者とならなかった理由を、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。
- 6 第6条及び第7条並びに第1項から第4項までの規定は、次順位者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回る場合について準用する。

(契約後の取扱い)

第9条 入札執行者は、第6条第1項の規定による調査(以下「低入札価格調査」という。)を実施し、かつ、契約内容に適合した履行がされると認めたと工事については、低入札価格調査において提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐものとする。

- 2 当該工事を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
- 3 所管課長は、施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
- 4 監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当

たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。

- 5 監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。
- 6 所管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
- 7 検査員は、検査員室長とともに、適正な施工体制の確保のため、工事現場への立入り検査により監理技術者の専任の状況や施工体制台帳及び施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうかの確認を当該工事の施工期間中2回以上行うものとする。

(特記仕様書への明示等)

第10条 前条第2項及び第3項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、所管課長の求めに応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳を所管課長に提出しなければならないこと。
- (2) 前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならないこと。
- (3) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際してその内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、これに応じなければならないこと。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月21日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月2日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成26年3月31日以前である契約については、第2条中「100分の108」とあるのは、「100分の105」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 工期の末日が、平成31年9月30日以前である契約については、第2条中「100分の110」とあるのは、「100分の108」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般

競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 改正後の低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。